

公立学校に「1年単位の變形労働時間制」導入を許さないとりくみをすすめる特別決議(案)

2019年12月4日、参議院本会議において公立学校の教員を「1年単位の變形労働時間制」で働かせることを可能とする「給特法の一部を改正する法律案」が可決されました。文部科学省は今後、法令に基づいて、地方公共団体に「1年単位の變形労働時間制」を条例等で制定することを要請するものと思われまます。

国会審議で明らかになったように、この制度を導入することによって教員の超過勤務が縮減されるわけではありません。所定の勤務時間を延長することにより見かけの超過勤務時間を減らすことは、超過勤務の実態を覆い隠し、長時間労働を一層助長させることにつながりかねません。萩生田文科大臣は「夏休み等に5日間程度の休みのまとめ取りをするため」と述べましたが、制度を導入しなくても「まとめ取りができる」ことも国会審議で明らかになりました。また、「超過勤務月45時間、年360時間」という時間外勤務の上限が守られていることが制度導入の大前提と答弁しましたが、昨年度、県教組が行った勤務実態調査の結果では、6月の月平均超過勤務は78時間40分であり、「月45時間」以上の超過勤務が常態化していて、「1年単位の變形労働時間制」導入の余地はありません。

そもそもこの制度は、1日8時間労働という大原則を壊す労働法制の大改悪であり、憲法の精神に反する法律です。勤務時間の延長により終業時刻が今以上に遅くなることで、授業準備などの業務が遅い時間帯にまわされ、退勤が今よりも遅くなってしまふことが懸念されています。育児や介護等、さまざまな事情をかかえながら勤務する教職員からは「こんな制度が導入されたら、働き続けることができないかもしれない」という不安の声があがっています。また、平日の勤務時間を1時間延長することによって休憩時間を1時間確保することになり、学校での拘束時間は1時間15分延長されます。そのため、過労死ライン上で働く教職員が長期休業を前にして健康を害するリスクが高まります。今、長時間労働解消のためにもっとも必要なのは、教職員定数改善によって教職員を増やし、大幅な業務改善を行うことです。

教職員のいのちと健康を守り、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめる立場から、長野県教組は、「1年単位の變形労働時間制」について職場内で学習を深め、単組・支部・県本部が連携し、県教委や市町村教育委員会への働きかけを強めていきます。「1年単位の變形労働時間制」の条例を制定させず、学校現場に導入させないとりくみに全力をあげることをここに決議します。

2020年5月30日

長野県教職員組合第89回定期大会